

可児市 人権施策推進指針

令和 2 年度～令和 5 年度

(2020 年度～2023 年度)

～ 一人一人が尊重される社会を目指して ～

可 児 市

可児市人権施策推進指針 目次

第1章	基本的な考え方	P 1
第2章	人権教育・人権啓発の推進	P 8
第3章	分野別施策の推進	
1	男女共同参画	P 1 2
2	子ども	P 1 6
3	高齢者	P 2 1
4	障がい者	P 2 4
5	同和問題	P 2 8
6	外国籍市民	P 3 2
7	性的指向・性自認	P 3 6
8	インターネット	P 3 9
9	その他の人権問題	P 4 2
第4章	人権教育・人権啓発の計画的推進	P 4 7

第1章 基本的な考え方

I 指針策定までの経緯

1 国際的動向

第二次世界大戦において多くの人権が奪われたことから、国際連合（※1）は昭和23年（1948年）の総会で、人権の国際的基準として「世界人権宣言（※2）」を採択しました。しかし、その後も世界のいたるところで宗教・民族間の対立や偏見・差別などが原因で紛争が発生しています。このため平成6年（1994年）の国連総会で、平成7年（1995年）から10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、加盟各国に人権問題に対する取り組みの強化を求めました。そして、その最終年次である平成16年（2004年）には、国連・人権委員会で人権教育を通じて人権文化を世界に築くことを目的として、「人権教育のための世界プログラム（※3）」に関する決議が採択され、引き続きあらゆる分野で人権教育の実施が維持・継続されることとなりました。

平成27年（2015年）の国連サミットにおいては、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」が全会一致で採択されました。この国際目標には多様性と包摂性のある社会の実現のため「誰一人取り残さない」とした崇高な理念が根底にあり、差別を無くし平等を尊重する人権の基本的な原則が反映されています。

2 国内の動向

わが国においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとした日本国憲法（※4）を昭和22年（1947年）に施行し、人権に関する様々な取り組みを行ってきましたが、その後の国際的動向を受けて、平成9年（1997年）に『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」が策定され、いろいろな機会を通じて基本的人権を尊重する意識の高揚を図り、差別意識の解消に向けて取り組むことになりました。

そして、平成12年（2000年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（※5）」が施行され、人権尊重社会の実現に向けて国の責務が規定されるとともに、地方公共団体についても、同法第5条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携をはかりつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明確に規定されました。

また、人権が保障されるよう、障がい者・高齢者・子どもに対する虐待防止や女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とする法律が整備されるなど、個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。近年では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（※6）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（※7）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（※8）」及び「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（※9）」が施行されました。

3 本市の動向

本市は、平成2年（1990年）度に法務省より人権モデル地区（※10）の指定を受け、それを契機に可児市人権モデル地区推進協議会を結成しました。そして人権が守られ明るく住みやすいまちづくりの実現に向けて、講演会、座談会及び映画会の開催や機関紙「ぬくもり（※11）」での啓発など、各種の啓発活動を実施してきました。

この活動の成果や継続的できめ細かい啓発活動の必要性から、翌年には可児市人権啓発センター（※12）を設立し、その設立総会において可児市を「人権擁護都市」とすることを宣言しました。

【人権擁護都市宣言】

私たちは、互いに相手を尊重しあい信頼しあいながら、人間としてかけがえのない人生を、心豊かにしあわせにすごせる社会が実現することを願っています。

今私たちには、自らの人権感覚を高め、人権尊重の輪を広げ、生きがいと思いやりのある都市（まち）を築くよう努めることが求められています。

私たち可児市民は、「心豊かな活力とうるおいのある住みよい都市（まち）・可児」の実現をめざし、ここに可児市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

（平成3年12月7日宣言）

また庁内組織においては、機構改革を重ね、人権擁護事業が計画的に推進できるよう体制を強化してきました。

教育関係では、学校教育においては人権教育の推進は教育のすべてにかかわる重要な課題であるとの認識のもと、各教科、道徳、特別活動、総合学習の時間を通じて授業実践を進めてきました。また生涯学習においても、各団体のリーダーを人権研修に派遣したり、家庭教育学級などの各講座のプログラムに人権に関する学習を取り入れるなど、学習の機会を広げてきました。

さらに、法務大臣から委嘱された人権擁護委員（※13）と協力し、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国籍市民など、それぞれの個別の課題について取り組んできました。

しかしながら、今なお誤った知識や偏見に基づく差別などとともに、いじめや虐待、家庭内暴力、DV、さらにはインターネットを悪用した人権侵害など多くの人権課題が存在しています。こうした様々な人権課題の解消を図り、総合的に人権施策を推進していくため「人権施策推進指針」を策定することとしました。

Ⅱ 人権施策の基本理念

可児市政経営計画における「住みごこち一番・可児」と「人権擁護都市宣言」の理念を実現するために、個人の選択に応じたさまざまな価値観や生き方を尊重し、自らを律する自立した市民が、それぞれの個性と能力を輝かせ、自己実現と社会的責任を果たすことのできる地域社会の創造を目指します。

Ⅲ 市の指針の方向

市の人権指針では、基本理念の実現に向けて、次の事柄を地域（市）の目標とします。

(1) 平等な地域社会

性別や年齢、障がい、国籍、社会的身分等にかかわらず、誰もが等しく社会に参画することのできる地域社会づくりを目指します。

(2) 自己実現できる地域社会

すべての市民が、ひとりの人間として、かけがえのない存在として自信を持って生き、差別意識や偏見にとらわれず、自己実現に挑戦することのできる地域社会づくりを目指します。

(3) 共生する地域社会

異なる文化や歴史、生活習慣にふれあう中で、お互いが理解し合い、様々な市民とともに生活し、ともに支え合う地域社会づくりを目指します。

(4) 人権問題に取り組む地域社会

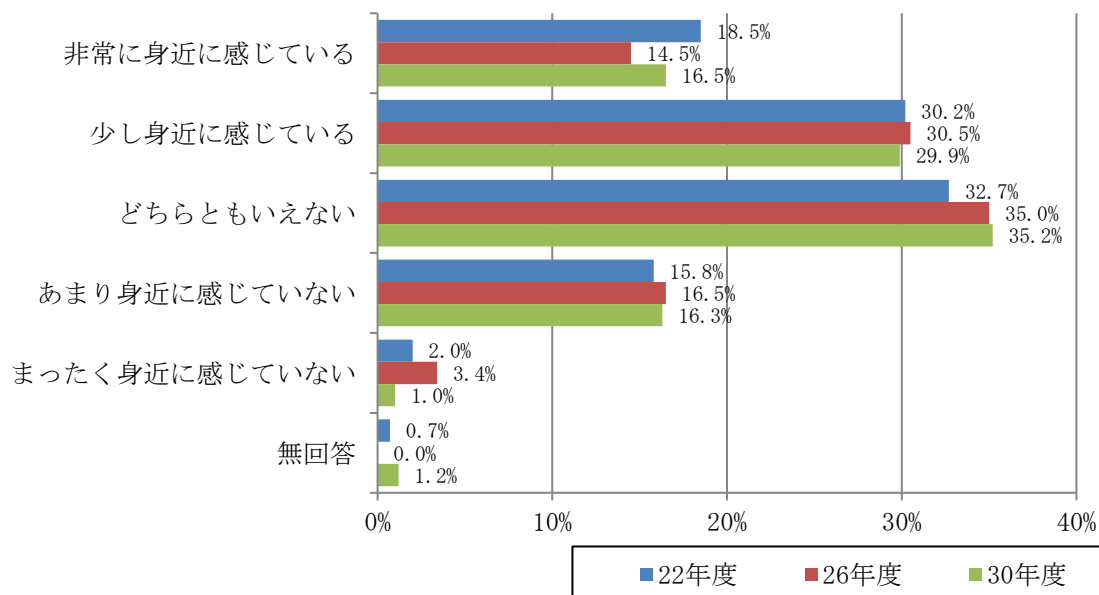
人権に関する問題を社会全体の課題として取り組み、市民はもとより自治会、学校、企業などと連携・協働し、相互に支援しながら人権尊重の住みよい地域社会づくりを目指します。

Ⅳ 指針の推進期間

この指針の推進期間は、可児市政経営計画の計画期間である令和2年（2020年）度から令和5年（2023年）度までとします。

Q 人権の尊重について

あなたは、日ごろの生活の中で、互いの違いを認め合い、相手の立場を尊重するなどの「人権の尊重」について身近に感じていますか。あなたの感じ方に近いものを1つだけ選んでください。



※ 可児市民の人権意識調査（平成30年8月：可児市人権啓発センター実施）より掲載。
（以下同じ）

用語解説

※1 国際連合

第二次世界大戦時の戦勝国である連合国が中心となって昭和20年（1945年）10月、アメリカ合衆国サンフランシスコで発足した。平成29年（2017年）1月現在の加盟国は193か国。

国連が誕生した主な目的は、国際的な平和を実現し、安全保障を維持することであるが、その平和に不可欠なのが人権の尊重される社会の実現であるとの認識に立っており、世界の人々の人権保障に強い意欲を持って取り組んでいる。

※2 世界人権宣言（昭和23年採択）

人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。昭和25年（1950年）の第5回国連総会では、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議された。

日本においても、この日に先立つ1週間を人権週間としている。

※3 人権教育のための世界プログラム

人権教育に関しての世界的な枠組み。このプログラムの特徴は、「すべての分野で人権教育の履行を維持し発展していくこと」「数年を時間的枠組みとするひとつの段階としてくくり、その期間特に焦点を当てる特定分野を各国共通のものとして設定して実施していき、このサイクルを繰り返していくこと」があげられる。

令和2年（2020年）からは第四段階へ移行し「若者」を重点として、特に平等、人権と非差別、包括的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くこととしている。

※4 日本国憲法

第二次世界大戦における敗戦後に、大日本帝国憲法の改正手続を経て、新たな憲法として昭和21年（1946年）11月3日公布、昭和22年（1947年）5月3日に施行された。日本国の最高法規であり、国民主権（主権在民）、平和主義、基本的人権の尊重を三大原則としている。

基本的人権とは、人間が一人の人間として人生をおくり、他の者との関わりを取り結ぶにあたって、最大限に尊重されなければならないとされる人権のことである。全ての人間が、生まれながらにして有しているものである。

※5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

国と地方自治体に人権教育の推進を義務づける「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が平成12年（2000年）12月に公布された。この法律は、社会的身分、人種、性別などによる差別を解消することが目的であり、人権教育等を国や自治体の「責務」として位置づけている。また、この法律の規定に基づき、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された。

※6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年制定）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

※7 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

（平成28年制定）

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの不当な差別的行動のない社会の実現を推進することを目的とした法律。

※8 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年制定）

現在もなお存在する我が国固有の人権問題である部落差別を日本国憲法の理念にのっとり、「許されないもの」「解消すべき重要な課題である」と定めるとともに、解消に向けた相談体制の充実等を行うことにより、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律。

※9 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年制定）

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを目的とした法律。

※10 人権モデル地区

人権思想の徹底と浸透をはかるため、昭和48年（1973年）から「個人の人権思想から複数の人権思想へ」「一律的な普及活動から重点的な浸透活動へ」というスローガンを掲げて、全国各地の特定の市区町村を人権モデル地区に指定し、これを拠点として啓発活動を重点的に行ない、その効果を漸次周辺へも及ぼしていく人権モデル地区活動を進めてきた。昭和48年（1973年）から平成8年（1996年）までに指定された市町村数は600団体、平成9年度以降は、指定を行っていない。



※11 ぬくもり



可児市人権啓発センターが発行する機関紙。年3回発行しており、人権に関する各コーナーや特集により、市民一人ひとりに広く人権について考えていただけるように工夫している。

今までに取り組んだ特集には、「市民の人権意識調査結果」、「児童虐待」、「ぬくもり講演会の記録」、「外国人の人権」、「子どもの人権」、「高齢者の人権」、「ぬくもりキャラクター4コマ漫画」などがある。

※12 可児市人権啓発センター



平成3年(1991年)12月設立。主な事業として(1)小学校対話教育「ぬくもり教室」、(2)機関紙「ぬくもり」の発行、(3)ぬくもり講演会、(4)人権出前講座、(5)人権意識調査、(6)街頭啓発活動、(7)人権啓発標語や300字小説の募集、(8)小学校人権本巡回制度、(9)創作人権事業(自作人権マンガ等)、(10)書籍の貸し出し、(11)人権相談などを行っている。

平成31年5月から可児市総合会館分室から可児市総合会館に移転した。

※13 人権擁護委員

人権擁護委員は、昭和23年設置された民間のボランティアである。この制度は、日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護しているものである。現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置され、講演会や座談会を開催したり、人権相談所を開設し、住民の皆さんからの人権相談を受けるなど積極的な活動を行っている。また、平成6年(1994年)度からいじめ、体罰、不登校などの子どもをめぐる人権問題に適切に対処するため、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を専門的に取扱う「子どもの人権専門委員」が設けられ、全国で約950名の専門委員が活動を行っている。

現在、可児加茂管内に46名の人権擁護委員がおり、可児市においては10名が任命されている。



第2章 人権教育・人権啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会を実現するためには、学校、地域社会、家庭、職場などあらゆる場を通じて、人権に関する教育・啓発を行うことが重要です。

市民一人ひとりの人権を尊重する意識が高まり、差別に気づき、差別をなくす実践力が高められるよう人権教育・人権啓発を推進します。

I 人権教育の推進

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条）をいいます。基本的な人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえ、学校教育、社会教育及び家庭教育を通じて推進していくことが求められます。

本市においては、子どもの健全育成のための人権教育はもとより、指導的立場にある教師、市民そして親に対しても人権尊重の精神を正しく理解し、伝達できるよう推進していきます。

1 学校教育

学校教育においては、岐阜県人権教育基本方針（※14）を踏まえ、可児市人権教育基本方針（※15）を策定し、それに基づき人権教育を推進しています。

県が推進するひびきあい活動（※16）も、各学校において工夫され、充実した内容となるなど、人権教育を継続的・計画的に実践してきました。しかしながら、学校生活を送る中では、児童生徒同士のいじめ等のトラブルは発生します。このようなトラブルについても、人権の視点から問題を捉え、児童生徒の意識の中に潜む差別意識を把握し、指導していくことが求められます。

市においては平成24年（2012年）に子どものいじめ防止に特化した全国初の条例である「可児市子どものいじめ防止に関する条例」を制定し、さらに平成25年（2013年）に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づき、各小中学校でそれぞれ「いじめ防止基本方針」を策定・運用しています。各小中学校においては教職員が現状を認識し、児童生徒の人権意識を高める指導を実践していくことが重要です。そのために、道徳指導、教科指導及び学級経営を行っていく中で、児童生徒の認識力、自己啓発力、行動力が育まれるよう、意図的かつ計画的な実施を図ります。

2 社会教育

地域では、市民の主体的な生涯学習活動を推進するために「いつでも、誰でも、どこでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができる体制の整備と、次世代を担う青少年が健やかに成長でき、地域の中でいきいきと活動できる環境の整備を目指しています。そして、市民が人権の問題について正しく理解するとともに、自らの問題として捉え「すべての人が互いに平等で尊重されるべきである。」という人権意識が根づくよう、人権に関する学習を推進しています。

これまで実施してきた人権教育では、市民の人権問題に関する理解と認識は深まってはきているものの、まだ十分とはいえません。市民一人ひとりの人権が大切にされるよう、さらに積極的な教育が望まれます。その場合、知識伝達型の教育から、体験型の教育への移行を重視した多様な手法を取り入れるなど、教育活動の内容・方法において、常に改善や工夫が求められます。

今後、人権教育活動を効果的に推進していくために、学校、地区センター、可児市人権啓発センター、可児市多文化共生センターなどを活用し、地域社会に密着した指導者の養成、関係団体との連携、広い視野に立った情報の収集・提供、そして様々な人々同士の交流を行います。

3 家庭教育

家庭は人間としての基礎を固める場であり、人権意識を育むうえで極めて重要な場です。親自身が、子ども一人ひとりをそれぞれの異なった人間として尊重することはもちろん、社会の様々な人に対しても、偏見をもたない、差別をしない、思いやりをもって接するなど、子どもの手本となる姿勢を示すことが大切です。子どもにとって家庭は最も身近な社会であり、親は最も身近な指導者です。

家庭教育においては、親自身が親のあり方や人権について学習できる機会を設けるとともに、親や家族が子どもの成長段階に応じた、自他の大切さや男女平等などの人権尊重の意識を育んでもらうための子どもへのかかわり方について、学習や交流できる機会を設けます。

Ⅱ 人権啓発の推進

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」をいいます。（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、他人に対して十分配慮した行動がとれるようになることが求められます。

本市においては、可児市人権啓発センターを人権啓発の拠点として位置づけ、継続的な啓発活動を実施するとともに、次章の「分野別施策の推進」で述べる人権課題を個別的視点からアプローチする啓発活動を推進していきます。

1 市民への啓発

人権問題を解決していくためには、お互いが人間としての尊厳を認識し、価値観や個性の違いを認め合い、支えあう心を養うことが大切です。

本市においては、人権問題を解決していくために可児市人権啓発センターを設置しました。人権啓発センターでは、機関紙「ぬくもり」やホームページなど各種媒体を活用した人権啓発の実施、展示会、懇話会、講演会などのイベントの開催、人権に関する図書やビデオの充実など各種事業を積極的に行っています。また市民が抱える悩みごとのコーディネーターとして人権相談室を開設し、相談に応じています。人権擁護委員は幼稚園・保育園・小中学校で人権教室を実施しているほか、人権・困りごと相談、各地区センター祭りなどでの人権啓発など、地域に根付いた活動を行っています。今後もこれらの活動を支援していきます。

また、女性、子ども、高齢者その他の主要な人権問題については、それぞれ所管する部署を中心に、計画的・横断的に推進していきます。

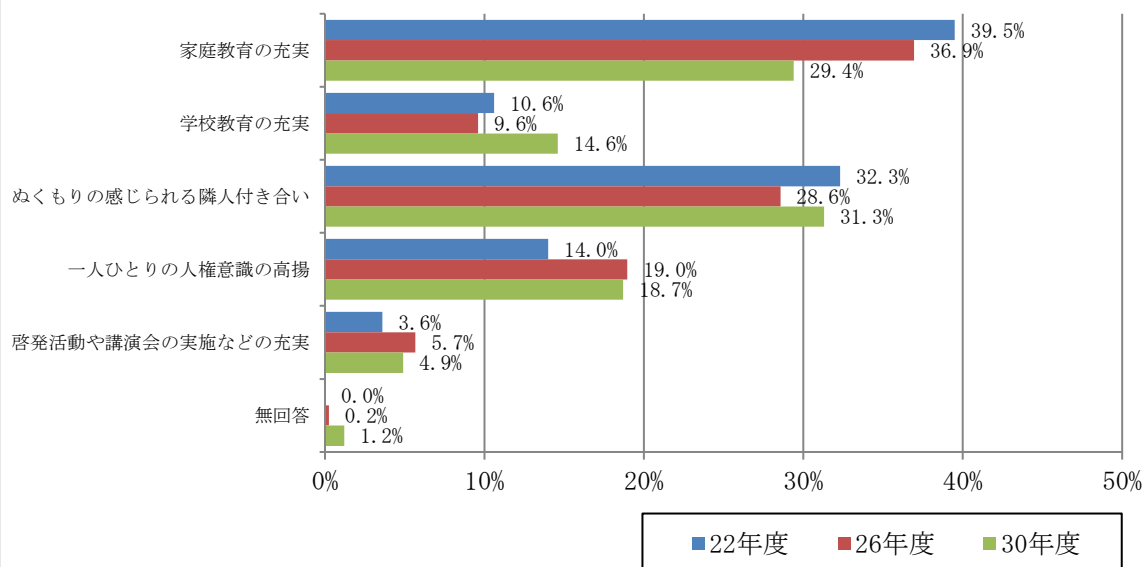
2 市職員への啓発

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象とした人権教育及び人権啓発に取り組む必要があります。とりわけ、市役所職員においては、市政全般において人権尊重の視点が求められます。また、職務を公平かつ公正に遂行するため、今まで以上に人権問題に対する正しい理解と認識を深める必要があります。

このため市では、人権週間をはじめとした様々な人権強調週間などを活用して職員に対して啓発を行うとともに、研修会を実施し市職員が率先して人権意識の確立を図ります。

Q 人づくりについて

可児市は、『輝く人とまち 人 つながる可児』を将来像としてまちづくりを進めています。あなたは、市民の一人として「人づくり」にどのようなことが大切だと思いますか。あなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。



用語解説

※14 岐阜県人権教育基本方針

平成14年（2002年）3月に策定された「岐阜県人権同和教育基本方針」を踏まえ、人権教育の推進について、学校教育・社会教育・家庭教育を3本の柱とし、県民的課題として推進することの重要性を示している。

※15 可児市人権教育基本方針

岐阜県人権教育基本方針に基づき策定されたもの。県の方針と同様に、人権教育の充実を図ること等を示している。

※16 ひびきあい活動

岐阜県教育委員会が幼稚園・小学校・中学校・高等学校で、人権教育における行動力の育成を図ることを目的として、平成18年（2006年）度から取り組んでいる事業。

第3章 分野別施策の推進

1 男女共同参画

現状と課題

性別にかかわらず、一人ひとりが個人として尊重され、あらゆる分野における活動に参画できる社会を築く必要があります。

わが国は、昭和60年（1985年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）（※17）」を批准し、その後国内法の整備がなされ、平成11年（1999年）の「男女共同参画社会基本法（※18）」制定、平成27年（2015年）の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（※19）」制定と、男女共同参画社会形成への取り組みが総合的、計画的に進んでいます。また一方で、平成13年（2001年）「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（※20）（DV防止法）」が施行され暴力被害者への支援が図られています。最近では男女の候補者数の均等を目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました（平成30年、2018年）。

県においては、平成15年（2003年）に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例（※21）」を制定し、翌年には「岐阜県男女共同参画計画」を策定、法に即した施策を推進しています。平成29年（2017年）には「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」を策定、平成31年（2019年）には「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）」策定と続きます。

市では、平成13年（2001年）に「可児市男女共同参画プラン2010」を策定し、平成19年（2007年）には「可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」（※22）を制定しました。平成21年（2009年）には、「可児市男女共同参画プラン2018」を策定しました。これらの計画に基づき、男女共同参画サロン（※23）での、専任アドバイザーによる個別相談や女性の弁護士による法律相談の実施、人権尊重意識の育成のための講座や研修会の開催や表現ガイドラインの作成などを行っています。市民向けの講座では、実践的な話を聴く機会を設定しました。平成28年（2016年）には、働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を応援する「可児わくわくWorkプロジェクト」制度を発足しました。

今後、性別に起因する差別を解決していくためには、人権問題として意識改革に取り組んでいくことはもちろんのこと、市民・事業者・市等がそれぞれ連携し、男女共同参画社会を実現していくことが課題となっています。

また、平成30年（2018年）度を実施した市民人権意識調査では「DVやセクハラ、パワハラを受ける人にも原因がある」という回答が少なからず存在します。この数を減らすよう、引き続き啓発活動を行っていく必要があります。

施策の方向性（主な取り組み）

「可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」に基づく基本計画「可児市男女共同参画プラン2023」を着実に実行していきます。

①啓発活動の充実

性別を理由に役割や責務を固定的にとらえないよう、広報啓発や講座等の開催、幼児から高齢者までの幅広い年齢層を対象とした啓発や学習の充実を図ります。

②DV、セクハラ等の防止と被害を受けた方への支援

可児市DV対策基本計画（※24）に基づき、DV被害者の実態把握と相談窓口の充実を図るとともに、可児市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を通じて関係機関が連携し被害者の自立支援を実施します。

③情報発信時の表現確認

市が発行する広報紙やパンフレット・チラシ・市政番組等に、性差別につながる表現がないか点検し、女性・男性それぞれの人権を尊重した表現を用いていきます。

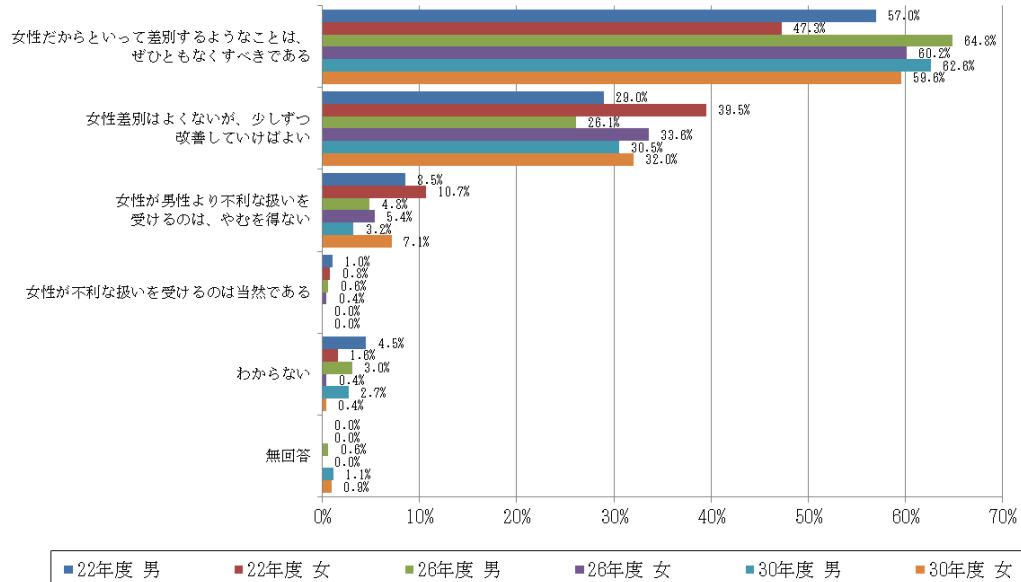
④ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と家庭生活の調和は、充実したライフスタイルを送るために大事なことです。生涯を通じて育児・介護との両立や自己実現が可能となる、多様な働き方が選択できるよう、意識啓発と情報提供を図っていきます。

Q 男女差別について

家庭や地域、あるいは職場において、「女のくせに」と言われたり、「女だから」ということで男性に比べて不利な扱いを受けたりする機会があることについて、あなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。

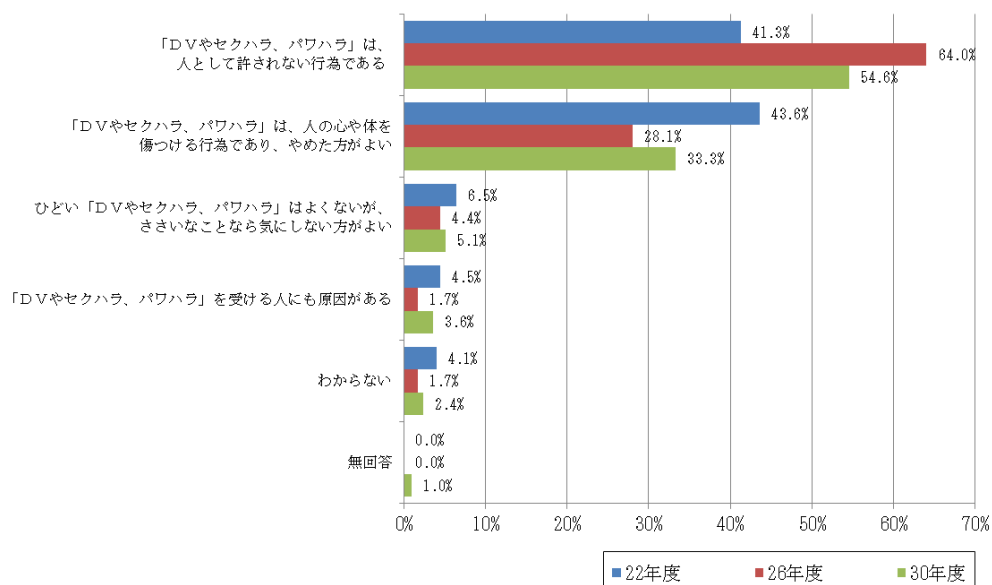
全体では前回とあまり差異はありませんでした。年代別で「ぜひともなくすべき」と答えた人が50代男性で79.3%と高く、20代男性は34.8%と低くなっています。



Q DV（ドメスティックバイオレンス）やセクハラ（セクシャルハラスメント）、パワハラ（パワーハラスメント）による人権侵害について

DV（家庭内や夫婦、恋人間等にかかる暴力）や、セクハラ（性的いやがらせ）やパワハラ（上司によるいやがらせ）について、あなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。

「人として許されない行為である」、「やめた方がよい」と回答した人が約90%と大半を占めています。しかし「人として許されない行為である」と答えた人が前回より減少しました。



用語解説

※17 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。締約国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。

※18 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会を形成していくための基本的な方針・理念、国・地方公共団体・国民の責務及び基本計画の策定等について規定した基本法。

※19 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などを国や地方公共団体、民間事業主に義務づけた法律。

※20 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

夫や恋人などによる暴力（ドメスティックバイオレンス）を防止し、被害者を保護するために制定された。国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を明確にしている。

※21 岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例

男女の性別にかかわらず一人の個人として機会が得られること、慣習により自由な選択が妨げられないこと、政策等の策定の場に男女が対等な立場で参画できること等の基本的な考え方を規定する。

※22 可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例

男女共同参画社会のための基本理念や、実現に向けた市・市民・事業者等の責務及び12の基本的施策等を規定。性による差別をなくし、個々の能力が発揮できる社会の実現を目指す。

※23 男女共同参画サロン

平成15年に開設。月に1度、女性の人権の侵害にかかわる課題解決に向けた情報提供や、専任アドバイザーによる個別相談を行う。また、女性の弁護士による法律相談も開催している。

※24 可児市DV対策基本計画

DVは重大な人権侵害であるとの認識のもと、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関との連携や暴力を許さない気運を高め、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取り組みを推進するため策定。

2 子ども

現状と課題

子どもの人権が尊重され心身ともに健やかに成長することは、すべての人々の願いです。また子どもは明日の社会を担う「宝」であり、その健やかな成長が図れるよう、社会全体で支援していくことが大切です。

現在の子どもを取り巻く環境は複雑化し、インターネットなどを介して陰湿化するいじめ、など新たな問題が発生しています。さらに、地域のつながりの希薄化などを背景に、子育てに悩みや不安を抱える親が増えています。様々な支援機関と行政とが有機的に連携しながら、子どもと子育て家庭に寄り添い、地域・社会のみんなで子育て家庭を応援し支えていくことが求められています。

わが国では、平成11年（1999年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（※25）」が、翌年には「児童虐待の防止等に関する法律（※26）」が施行されました。さらに、平成16年（2004年）には「児童福祉法」が制定以来抜本的に改正され、児童虐待防止対策等の充実・強化を図るとともに、児童相談に応じることを市町村の業務とし、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取り組みを求めました。

県においては、「岐阜県青少年健全育成条例」の規定に基づき、平成18年（2006年）に岐阜県青少年健全育成計画を策定、現在は第3次計画として安全・安心なインターネット利用の促進や、困難を有する子ども・若者の支援を重点施策に、市町村や関係機関と連携しながら、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を推進しています。

市では、平成27年（2015年）に「可児市子ども・子育て支援事業計画（※27）」を策定し、「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て（※28）」をスローガンに、子育ては子どもが生まれてから始まるのではなく、お腹の中に宿ったとき（マイナス10カ月）から始まることに重点を置き、そのときから子どもと子育て家庭が地域・社会とつながり、子育ての大切さを学び、みんなで子育てに関わっていく取り組みを推進しています。

また、市民団体等により、子ども・子育て家庭と地域住民とが交流する機会を継続して提供する事業（子ども食堂など）に対し助成金を支出する「こどものすこやかな育ち応援活動助成事業」を開始しました。平成30年（2018年）5月には市の子育て支援・健康づくりのための機能を集約した「可児市子育て健康プラザ（愛称：mano）」が開館しました。また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠から切れ目のない包括的な子育て支援を実施しています。

児童虐待に関しては、児童福祉法に規定する要保護児童の保護や特定妊婦の支援を図るため、平成19年（2007年）に「可児市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会（※29）」を整備し、子どもを養育できない家庭や子育てに悩みを抱えている保護者等を早期に把握し、児童虐待やDV被害の未然防止・早期発見、早期対応をしています。

いじめ防止については、平成24年（2012年）10月に子どものいじめ防止に特化した全国初の条例として、「可児市子どものいじめの防止に関する条例」を施行し、第三者機関として「可児市いじめ防止専門委員会（※30）」がいじめの相談・通報に対応する体制をスタートさせ、子どもの権利を侵害するいじめを防止し、安心して生活し学べる環境を目指しています。また、不登校やいじめ、親子関係などの相談に応じる教育相談・心の電話相談（※31）を開設し、各種相談に応じています。

今後、子どもが健やかに成長できる環境を地域社会全体で築くために、地域、家庭、学校・幼稚園保育園など、関係機関の連携を図っていくことが求められます。

施策の方向性（主な取り組み）

いじめや体罰、児童虐待、非行や不登校など、子どもの人権にかかわる様々な問題から社会全体で守るための施策として、相談支援体制や学校教育での啓発活動を継続していきます。

① マイナス10カ月からの子育て支援

「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」の下、すべての親子を対象とした切れ目のない支援を関係機関が連携して進めていきます。

一方、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進む中、出産後や子育て期においても働く女性が増加し、就業の多様化が進んでいます。これらに対応した保育サービスの提供を推進します。

「可児市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健やかな成長が図れるよう総合的な取り組みを行っていきます。また、各種健診、相談、訪問指導、教室・講座等の保健事業の推進や、子育てに対する負担感や子どもの発達、障がい、しつけなどの悩みを抱える親への支援のほか、食育対策、思春期保健対策（※32）の一層の充実を図ります。また保育園・幼稚園で「いのちのふれ愛教育」を進めていきます。

② 地域、家庭、学校で取り組む子どもの教育と健全育成

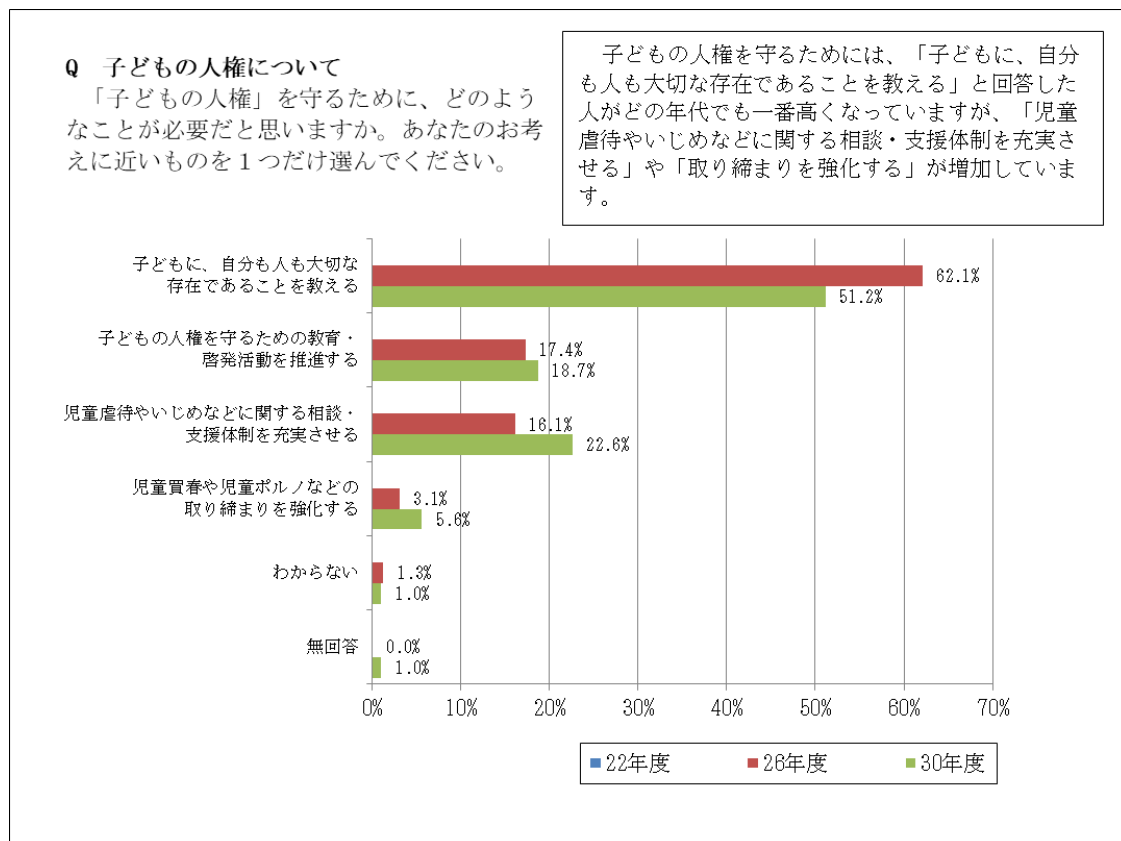
子どもの規範意識を醸成しいじめをなくしていくため、善悪の判断力、生命を尊重する心、優しさや思いやりの心を育てる人権教育を、各学校の人権推進委員と市人権啓発センターの支援により推進します。推進にあたっては学校との連携が不可欠です。また子育て家庭が孤立しないよう地区センター・児童センターで子育てサロン（※33）を開設するなど、地域・社会と子育て家庭をつなぐ支援を行

う一方、可児市青少年育成市民会議（※34）による各種団体との情報交換や啓発活動を通して子どもの健やかな成長を支えています。人権擁護委員による小中学校などでの人権啓発や、児童生徒へのミニレターの配布なども継続していきます。

③ 児童虐待やいじめの防止

要保護児童を早期に発見するためには、関係機関が定期的に連絡しあい、お互いの役割を果たすことが重要です。可児市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会は、事例に対する考え方の共有、役割分担、思い込みの防止を図るなど、的確かつ迅速な対応が図られる機関として、児童虐待やDV防止のため今後も一層の充実を図っていきます。

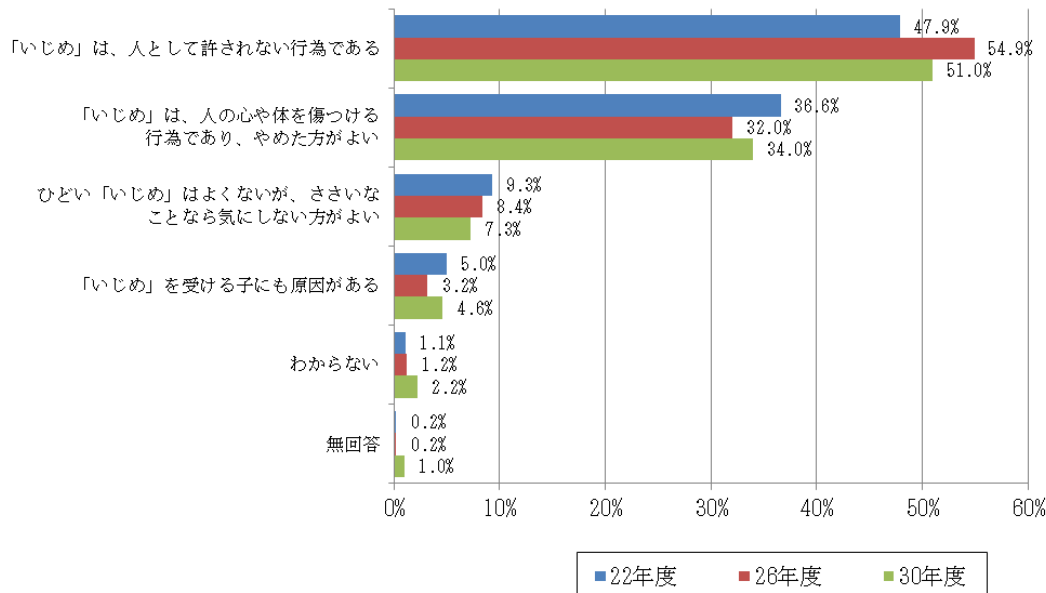
子どものいじめ防止では、可児市いじめ問題対策連絡協議会により、人権擁護・教育・福祉・警察などの関係機関との連携を図り、組織として対応していきます。また、教育研究所が行う心の電話相談や臨床心理士によるカウンセリングなどの各種相談事業についても継続していきます。



Q 「いじめ」について

子どもたち同士の「いじめ」によって「仲間はずれ」にされたり、時には「自殺」にまで追いやられたりする事件が起きています。「いじめ」について、あなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。

どの年代も80%以上の人が「いじめは人として許されない行為」「やめた方がよい」と回答しています。



用語解説

※25 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性から、心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めたもの。

※26 児童虐待の防止等に関する法律

深刻化する児童虐待の予防、および対応方策とするために制定された。平成19年（2007年）の改正では、児童の安全確認等のための立入調査等の強化や、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置等が規定された。

※27 可児市子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」に基づく支援事業計画。子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定。

※28 マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て

妊娠した時点を子育ての出発点として、公助・自助・共助それぞれの観点から、子育てを支援していく指針。「つなぐ」とは、公助の観点から、子育て家庭が孤立しないために子育て家庭と子育て支援サービスをつなぐことであり、「まなぶ」とは、自助の観点から、親の子育て力アップのため、子育ての大切さやノウハウを学ぶこと。また、「かかわる」とは、共助の観点から、地域全体で子どもと子育てに関わることである。

※29 可児市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会

国・県・市等の関係機関の代表者や実務者により構成し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を設置する。被害児童・者に関する情報や事例に対する考え方を共有することを目的としている。

※30 可児市いじめ防止専門委員会

「可児市子どものいじめの防止に関する条例」で定められた市長の附属機関。いじめ防止の第三者委員会であり、いじめ相談・通報の受付や市の諮問への対応、重大事態発生時の再調査委員会としての役割を持つ。

※31 教育相談・心の電話相談

可児市教育研究所が実施しており、児童・生徒及び保護者からの相談に応じている。

※32 思春期保健対策

少子化・核家族化が進み、子が成長し親となるまでに、小さな子ども達と接する機会が少なくなった。このため、将来親となる中高生を対象に「赤ちゃんふれあい体験事業」を展開している。

※33 子育てサロン

保護者と地域住民が、子どもたちを遊ばせながら交流できる場として、地区の民生児童委員などが主体となって開かれるサロン。

※34 可児市青少年育成市民会議

自治会をはじめ、教育関係、福祉関係などの様々な団体の代表者によって昭和43年に設立構成されており、次代を担う青少年の健全育成を目的として活動を行っている。

3 高齢者

現状と課題

本市の高齢化の状況は、令和元年10月時点で65歳以上の人口が 27,829人、高齢化率は 27.19%となっています。これは本市の特徴として、昭和40～50年代に造成された住宅団地に団塊の世代（昭和22～24年生まれ）が多く在住されていることに起因しています。今後も高齢者人口が年々増加していく本市の人口構成の中で、医療や介護の支援が必要となる方が急激に増加していくことが見込まれます。

核家族化により「ひとり暮らし高齢者」や「高齢者のみ世帯」の増加も進行し、前述の団塊の世代が75歳を迎える令和6年（2025年）には加齢による病気や介護の発症リスク、高齢者への生活支援、移動手段の確保など、高齢者に係る様々な課題が一層生じるものと予測しています。

こうしたなか、本市では市内6圏域に地域包括支援センター（※35）を設置し、介護や虐待、成年後見制度（※36）の活用の支援を始めとする高齢者の総合的な相談に応じています。また緊急通報システム（※37）や安否確認・配食サービス事業（※38）など、高齢者の見守り支援や、できる限り要介護状態にならず自立した生活を送ることができるよう介護予防施策を実施するとともに、高齢者が住み慣れた地域で継続して安心・安全に暮らすことができるよう、医療や介護、予防、生活支援サービスが連携した包括的な支援する「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

さらに、高齢者の仲間づくりを通して、元気に生き生きとした生活を送ることができるよう社会参加の場の提供や就労支援などの生きがいづくり施策の実施や、高齢者施設サービス利用者の現状把握するためにあんしん介護パートナー（※39）を派遣し、利用者の相談に応じています。

高齢者の自立・参加・ケアなど、個人の権利と尊厳を保ちながら、社会の一員として参画できる地域を実現していくことが求められています。

施策の方向性（主な取り組み）

高齢者の自己実現と尊厳を保持しながら、健康で地域活動に参加しやすい環境の中で暮らせるよう、可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）に基づいた施策の展開を図ります。

①地域づくり・孤立防止

高齢者サロンやふれあい・いきいきサロンなどの「高齢者の居場所づくり」、高齢者に対する見守りや助け合いなどの「支え合い活動」といった、地域の住民が主体となって高齢者への各種支援を実施する体制づくりの推進と、そのための助成やコーディネートを行います。

また、地域の高齢者が孤立感を抱いて生活しているかどうかを訪問して確認し、身近に頼るところがあるという安心感を届けます。

②生きがい・健康づくり

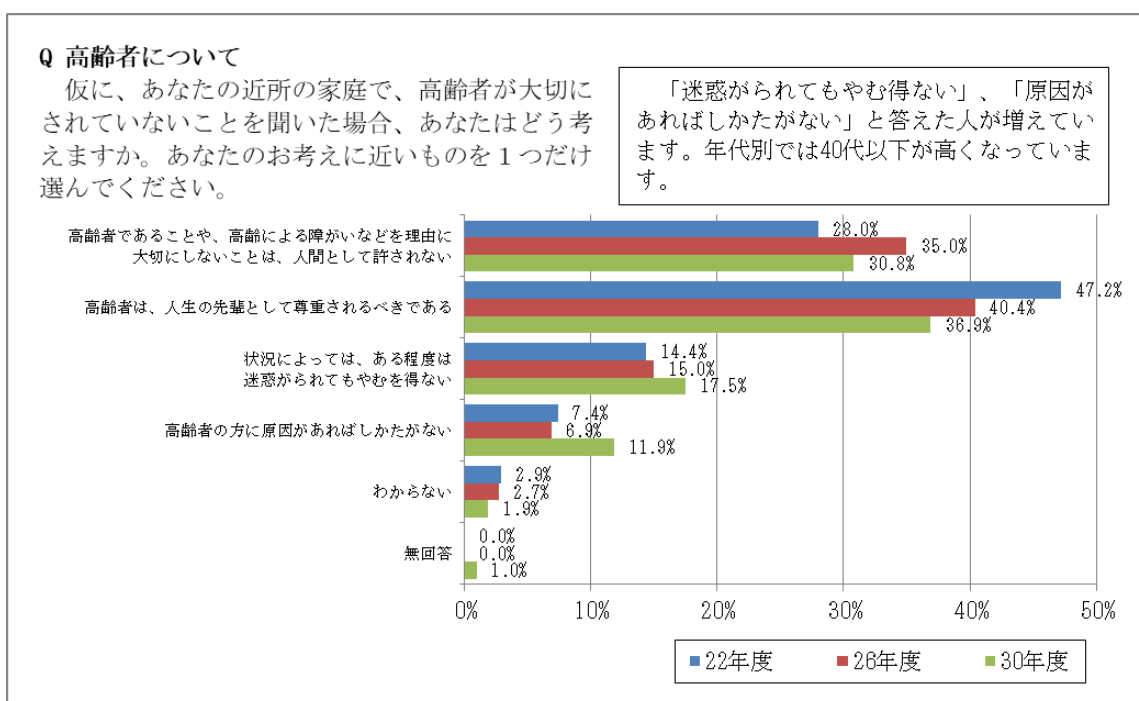
高齢者が心身ともに元気でいつまでも健康であるよう、地域活動への参加や人材活用のための支援策を促進・創出すると共に、寝たきりや認知症にならないよう「介護予防」や「健康づくり」を普及・推進します。

③支援を必要とする高齢者へのサービス提供

地域包括支援センターの機能強化を図り、ケアマネジメントを実施します。また、高齢者が住み慣れた自宅や地域でいつまでも安心して生活ができるよう、各種介護サービスの充実や認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携推進などに取り組みます。

④高齢者の権利擁護

日常生活において判断能力が不十分な方等に対しては、成年後見制度を活用するなど権利擁護を進めます。また高齢者虐待については、関係機関と連携して未然防止・早期発見・迅速な対応を図ります。



用語解説

※35 地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職種を配置し、高齢者及びその家族や地域に係る総合相談や権利擁護、介護予防マネジメント等を担う中核機関。

※36 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人々は、自分で財産の管理や介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議などを行うことが難しい場合がある。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい被害にあうおそれもある。このような判断能力の不十分な人々を保護し支援する制度。

※37 緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯などで、通報機器を貸与し緊急時の連絡体制を24時間とることで、日常生活の不安解消及び安否確認を行うもの。

※38 安否確認・配食サービス事業

65歳以上の高齢者のみの世帯で、疾病等の理由で調理が困難な人に対して、食事の宅配とそれに合わせた安否確認を行うもの。

※39 あんしん介護パートナー

介護サービスの現状把握や利用者の相談に応じることを職務とする非常勤特別職の公務員。

4 障がい者

現状と課題

わが国の障がい者福祉に関する取り組みは、平成21年（2009年）に「障がい者制度改革推進本部」が設置されて以降、「障害者権利条約（※40）」の締結に向けて、必要な国内法の整備等、障がいのある人に関する各種制度の改正等により推進されてきました。

平成23年（2011年）には「障害者虐待防止法（※41）」が成立し、障がい者に対する虐待の禁止や、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置等が定められました。また平成24年（2012年）に成立した「障害者総合支援法（※42）」では、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活や社会参加を総合的に支援する体制が整備されました。平成25年（2013年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法（※43）」が成立し、行政機関等は「社会的障壁の除去」を障がい者や家族から求められた場合に合理的配慮（※44）をすること等が義務付けられることとなりました。

県においては、平成28年（2016年）「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を施行しています。

市においては、平成30年（2018年）に「障がい者基幹相談支援センター」を福祉支援課内に設置し、総合的・専門的な相談に対応しています。また、既存の「障がい者地域生活支援推進協議会」に「障がい者差別解消支援地域協議会」の機能を付加しました。

障がい者を取り巻く環境が改善されていくなか、本市においても障がい者の活動を制限し社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、市民やボランティア、地域組織、事業所などの関係者、関係機関との協力と連携により、障がいのある人の生活をさまざまな人の手によって支え、障がいのある人自身があらゆる活動に共に参加していけるまちを目指す必要があります。

施策の方向性（主な取り組み）

国における法整備や制度改正等の内容をふまえながら、平成29年（2017年）に策定した「第5期可児市障がい者計画（※45）」に基づき、障がい者の人権を尊重する施策を推進していきます。「お互いを認め合い みんなが地域で育ち 自分らしく暮らせるまち」を基本理念とし、基幹相談支援センターの設置を始めとした支援体制をさらに充実させることにより、障がいのある人やその家族の方にとっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。

①障がいの理解と障害者福祉サービスの推進

障がい者が地域の中で自立し、社会参加を図りながら生活をしていくため、障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるとともに、支えあいの心の育成を図ります。

また、障害者福祉サービスの質と量の充実を図ります。障がい者からの相談や障がい者への情報提供体制が充実するように、人材育成やネットワークの構築を図ります。

②暮らしやすい生活環境の整備

障がい者の暮らしやすい地域づくりに向けて、住宅、公共施設、民間施設、道路のバリアフリー化などを推進し、生活環境の整備を行います。また、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の支援体制の整備を図ります。

③ 障がい者の社会参加と就労の促進

障がい者が生きがいを持って生活できるように、生涯学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動に取り組む機会を確保するとともに、それらへの参加を促進します。

また、障がい者がその能力に応じた適切な就業ができるよう、労働関係機関と連携し、雇用企業の確保、就労後の適応支援、就労に必要な知識や技能の習得を支援する就労移行支援、一般企業での就業が難しい方のための就労継続支援など、障がい者の雇用・就労支援を継続して推進します。

④ 障がい者の権利擁護

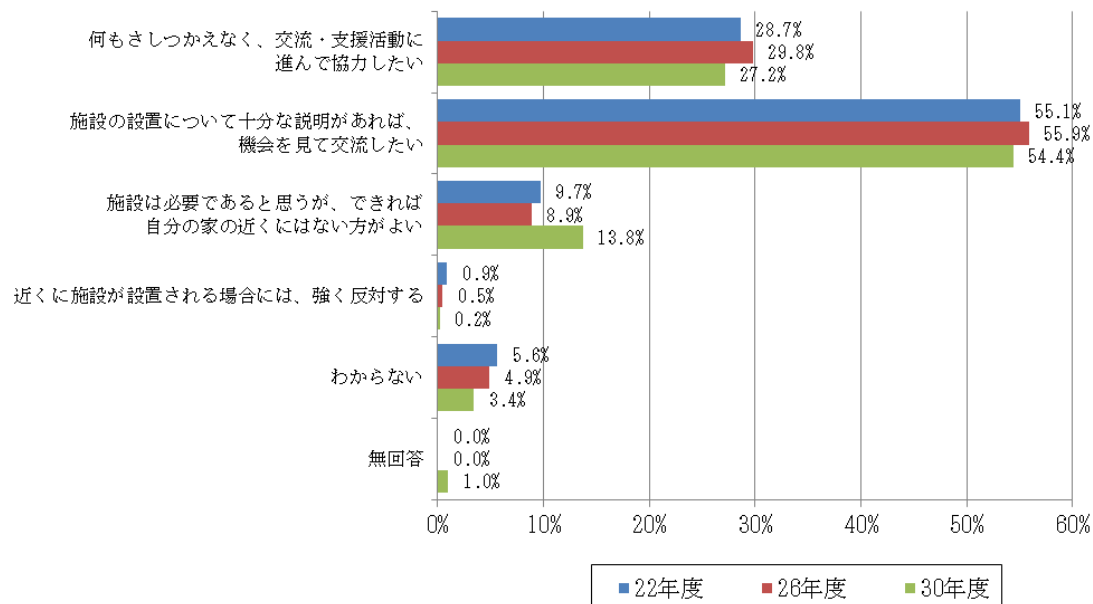
障がい者が不利益を被らないよう支援体制を整備するとともに、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができる体制を整え、障がいのある人の尊厳を守ります。

また、判断能力の不十分な方々の権利擁護を図るため、成年後見制度等の周知と利用支援を行います

Q 障がい者について

仮に、あなたの近所に障がい者を支援する施設が設置されることになった場合、あなたはどのように考えますか。あなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。

全体では「自分の家の近くにはない方がよい」が増加しています。特に30代が高くなっています。



※40 障害者権利条約

障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、障がい者の自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定するほか、情報通信、家族、教育、労働等さまざまな分野において、障がい者の権利を保護・促進する規定を設けている。

※41 障害者虐待防止法

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって、障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としている。

※42 障害者総合支援法

障害者自立支援法に代わって、平成25年（2013年）4月から新たに施行。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。

※43 障害者差別解消法

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた。障害のある人に対する不当な差別的扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けた。

※44 合理的配慮

障がい者が他の者と平等な人権や自由を享有するために必要な、「均衡を失した負担または過度の負担」を課さない程度における配慮のこと。

※45 可児市障がい者計画

可児市障がい者計画は、平成19年（2007年）3月に障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」との2つの側面を併せ持つ一体的な計画として策定。

現状と課題

人は自らの親や出生地を選ぶことはできません。その出生地を人に言うことができない、生まれ育った地域が分ると結婚や就職で差別を受けるということが、今日においてもあります。同和地区出身者を誹謗・中傷する表現がインターネットに掲載される事例も起きています。また、同和問題（※46）に対する理解を妨げるえせ同和行為（※47）により不当な要求や不法行為が起き、これにより「こわい問題である」など無責任なうわさ話や偏見を形成しています。

わが国ではその解消策として、昭和44年（1969年）に制定された同和対策事業特別措置法（同対法）、その後昭和57年（1982年）「地域改善対策特別措置法」（地対法）が施行され、「同和対策」という名称から「地域改善対策」に変わりました。昭和62年（1987年）には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行され、生活環境の改善や啓発活動等の諸施策を実施してきました。平成28年（2016年）には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

県においては、同和対策審議会答申（※48）を指針として、岐阜県地方改善促進審議会などの意見を聞きながら、総合的、広域的、統一的に推進してきました。特に昭和45年（1970年）に同和対策事業長期基本計画（※49）が策定されてからは、より積極的な同和問題解決のための取り組みが実施されました。

また「えせ同和行為」に対処するため、岐阜県法務局、岐阜県、岐阜県警察本部、岐阜県弁護士会などで「岐阜県えせ同和行為対策関係機関連絡会（※50）」を設置し、その対策・防止の推進を行っています。

市では、人権啓発センターにおいて人権同和に関する講演会や研修等を実施してきました。また、学校教育において全市立小・中学校に人権教育推進委員会（※51）を組織し、教職員の共通理解を図るとともに、人権教育を推進してきました。

同和問題は「つくられた差別」であり、江戸時代の身分制度によって今なお生まれ育った地域により不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという重要な人権問題です。この問題を完全に解消することは、国民的課題でもあります。

これまでの人権同和教育の推進によって偏見や差別の解消が進んできた成果を踏まえて、同和問題を重要な人権問題のひとつとしてとらえ、人権という普遍的文化を築くことが必要です。

施策の方向性（主な取り組み）

同和問題については、人権という観点から市民一人ひとりが解決することも重要ですが、行政も粘り強く継続的に啓発を進めていきます。

①教育・啓発活動の推進

市民に同和問題に関する正しい知識の普及を図り、差別意識や偏見をなくすため、学習の場や機会の提供などの啓発活動を図ります。また、可児市人権啓発センターによる相談体制を継続するとともに、人権フォーラムや講演会などの啓発活動を支援していきます。

学校教育においては、全教職員の共通理解のもと、各学校の教育計画の中に人権教育を位置付け、児童・生徒の発達段階に応じて継続的に学習が深まるように指導を行います。

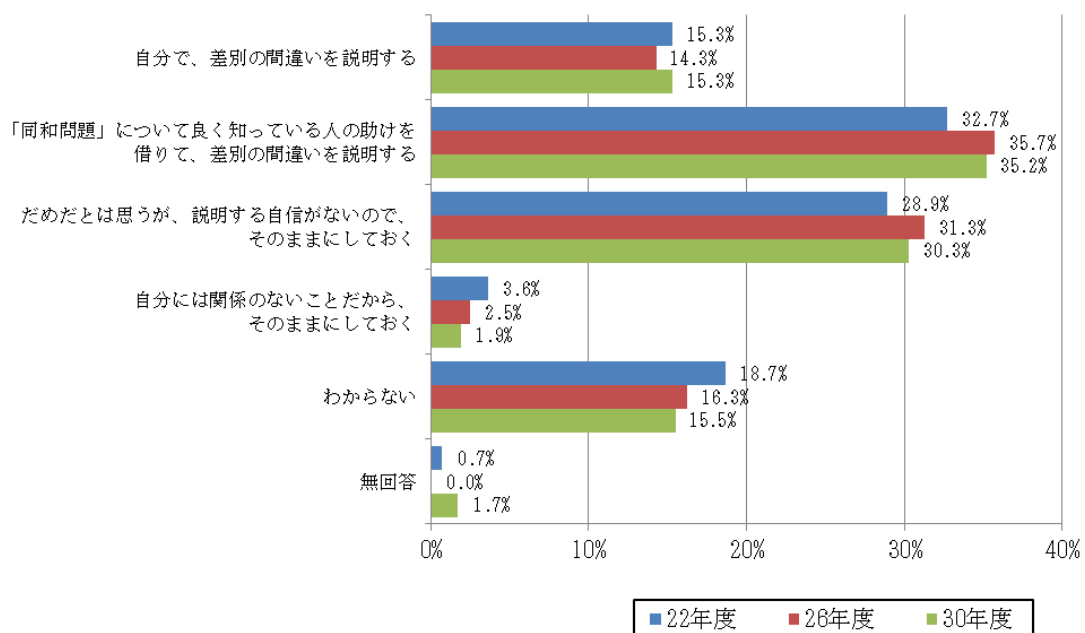
②えせ同和行為への対応

「えせ同和行為」は、同和問題を解決するうえで、大きな問題となっています。岐阜県暴力追放推進センターとの連携を図るとともに、行政機関や企業などが連携し、その対策・防止を推進していきます。

Q 同和問題について

仮に、あなたの身近な人が「同和問題」について差別的な発言をした場合、あなたはどのようにしますか。あなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。

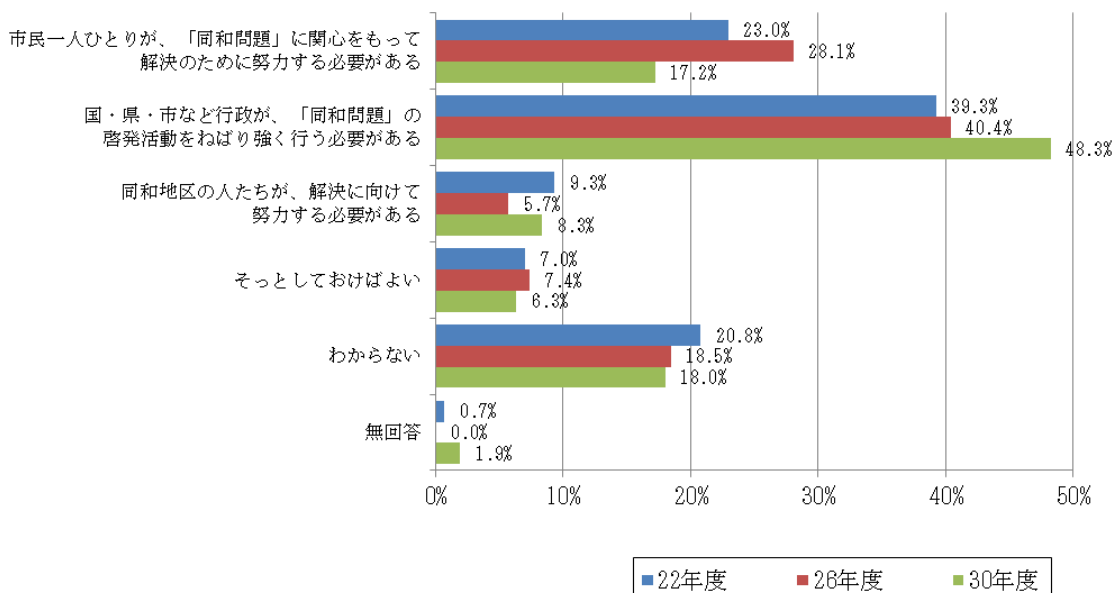
50代以下で「説明する自身がない」、「わからない」と回答した人が高くなっています。



Q 同和問題の解決について

あなたは、「同和問題」を解決するためには、今後どのようなことが必要だと思いますか。あなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。

「市民一人ひとりが解決のために努力する必要がある」が減少し、同和問題の解決は「行政が啓発活動をねばり強く行う必要がある」と回答した人が増えています。



用語解説

※46 同和問題

日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、市民的権利と自由とを完全に保障されていないという、深刻にして重大な社会問題である。

江戸時代、幕府は、封建制度を確立するため、武士、農民、町人（職人と商人）という世襲的な身分制度を設けるとともに、さらに別の身分を定め、それらの人びとを一定の地域（被差別部落・同和地区）に住ませた。そうすることによって、農民や町人に自分たちより別の身分があることを知らせ、武士階級に対する不満をそらし、幕府と諸大名による支配体制を維持しようとしたといわれている。

※47 えせ同和行為

いかにも同和問題の解決に努力しているように装って、不当な寄付を募ったり、高額な書籍を売り付けたりといった行為を言う。示談金などと称して不当な金銭要求をすることも同様である。このような行為は、同和問題に対する誤った認識を持たせる大きな原因となっている。

※48 同和対策審議会答申

総理大臣の諮問機関として同和対策審議会が設置され、昭和40年（1965年）の答申で「同和問題は憲法に保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」として、その解決のための方策を示し、その後の同和行政の指針となっている。

※49 同和対策事業長期基本計画

岐阜県地方改善促進審議会答申（昭和44年）を受けて策定されたものである。これにより、積極的な同和問題解決のための取り組みが実施され、その結果、生活環境等の整備が進み、いわゆる実態的差別の改善はほぼ終了した。

※50 岐阜県えせ同和行為対策関係機関連絡会

えせ同和行為の排除のため、中央においては「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を、地方においては「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、行政機関等が一体となってえせ同和問題に対処するもの。

※51 人権教育推進委員会

校長を委員長として、毎年人権教育の目的・推進策・事業計画等を立案するとともに、各学校でそれを実践している。

6 外国籍市民

本市には、国籍や育った環境などが異なる市民が多く住んでいます。お互いの文化の違いを認め合いながら、地域社会の構成員として対等な立場で共に生きていくために、市では「すべてを可児市民」として市政運営を行っています。そこには国籍の違いによる差異はありませんが、本計画のように日本国籍以外の市民に言及する場合は、対象者がより明確になる「外国籍市民」と表記します。

現状と課題

わが国では、平成7年（1995年）に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（※52）」に加入しました。平成24年（2012年）からは外国人登録制度が廃止され、外国人の利便性を向上した新たな在留管理制度へと移行しました。平成28年（2016年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行、また外国籍労働者の受け入れを拡大するため「出入国管理及び難民認定法（※53）」が平成31年（2019年）4月に改正・施行され、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

県においては、平成9年（1997年）に岐阜県国際協力推進プラン（※54）を、平成19年（2007年）には岐阜県多文化共生推進基本方針を策定し、現在3期目の計画期間中です。令和元年（2019年）5月には多言語での相談対応や、関係機関への取次ぎをワンストップで行う「岐阜県在住外国人相談センター」を開所しました。

本市では大規模な工業団地や自動車関連大手企業などが立地していることから、平成元年（1989年）の「出入国管理及び難民認定法」の改正後、就労目的のブラジル人・フィリピン人をはじめとした在住外国人が急激に増加しました。世界的な不況により平成21年（2009年）から一度減少に転じた外国人数は、平成27年（2015年）からは再び増加に転じています。本国から家族を呼び寄せたり住宅を購入するなど、一時的な在留から長期滞在、そして定住といった傾向も見られ、外国籍市民の数・割合が過去最高を更新しています。（令和元年10月現在）

平成12年（2000年）に可児市国際化施策大綱（※55）を策定し、外国籍市民の相談窓口を開設、国際交流員が行政手続や生活相談についての支援を行っています。また、ポルトガル語版や英語版の広報紙やパンフレットを発行するなど、教育や保健、ごみ収集などの行政情報について対応しています。

教育については、市内の小中学校に国際教室（※56）を開設するとともに、主幹教諭による巡回指導を実施し、外国人児童・生徒の学校生活や学習の支援を行っています。また、外国人児童・生徒に対する初期指導教室として、日本語や日本の習慣を集中して学習する「ばら教室KANI」（※57）を開設し、国籍に関係なく子どもたちが教育を受けるためのサポートを行っています。

しかしながら、依然として外国籍市民は、日本語を十分に理解できないことや、文化・生活習慣の違いにより、偏見や差別などの人権問題に直面しています。

今後も、多文化共生の理念を浸透させていくとともに、外国籍市民が日本で共生していくための環境づくりが引き続き必要です。

施策の方向性（主な取り組み）

令和元年（2019年）策定の「可児市多文化共生推進計画（第3期）」（※58）に基づいて、今後さらに外国籍市民を含めた市民相互コミュニケーションを深める活動の推進、生活基盤確立のための支援を実施することにより、多様な文化を背景に持つ国籍の異なる方々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら共に生きていける多文化共生社会の構築を推進します。

また、平成20年（2008年）に開設した可児市多文化共生センター フレビア（※59）を拠点に、情報提供、日本語学習支援、交流の場の提供を通じて、文化の垣根を越えた誰もが安心して共に暮らせるまちづくりを推進します。

①外国籍市民の生活支援

フレビアにおいて、様々なレベルに応じた日本語教室を実施します。

また、地域の中で外国籍市民を支援する仕組みを検討します。

②子どもの就学支援

市教育委員会と連携した外国籍の子どもの支援は本市の大きな特徴です。今後でも可児市国際交流協会と連携し、小学校入学前の未就学児から中学校卒業年齢以降の高校までを含めた、各段階を対象とした各種教室により就学を支援します。

③災害時の情報発信

災害情報の伝達について、より多くの方に届くよう、多言語化や伝達手段の拡大を図ります。また外国籍市民懇話会を開催し、防災についての啓発や情報提供のほか、意見交換を行います。

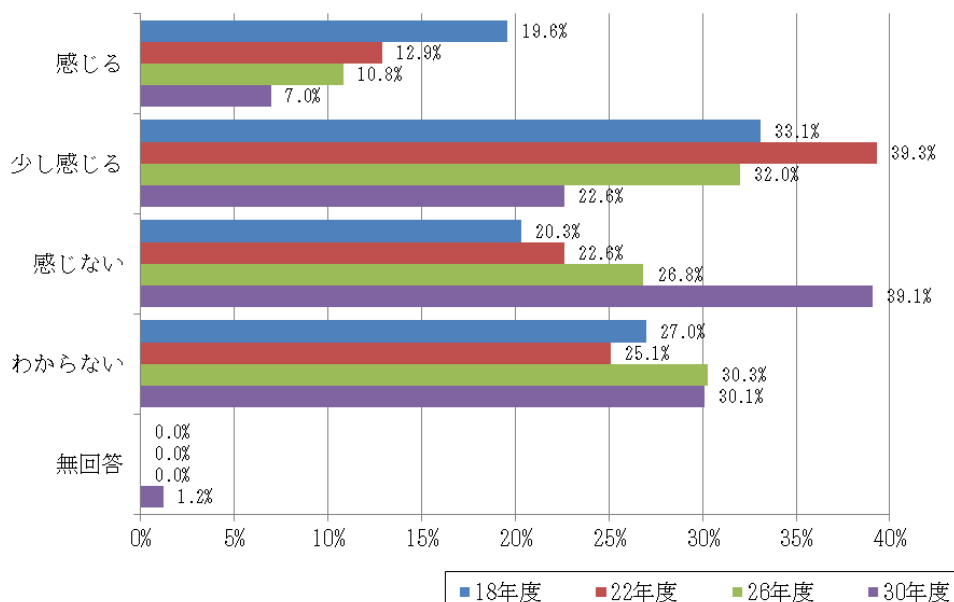
④不当な差別的言動のない社会の実現

特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的・扇動的な言動のない、一人ひとりの人権が尊重される成熟した社会について啓発します。

Q 外国人について

可児市には、多くの外国人が住んでいます。あなたは、外国人が日本で生活する上で、不利な取り扱いがあると感じていますか。あなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。

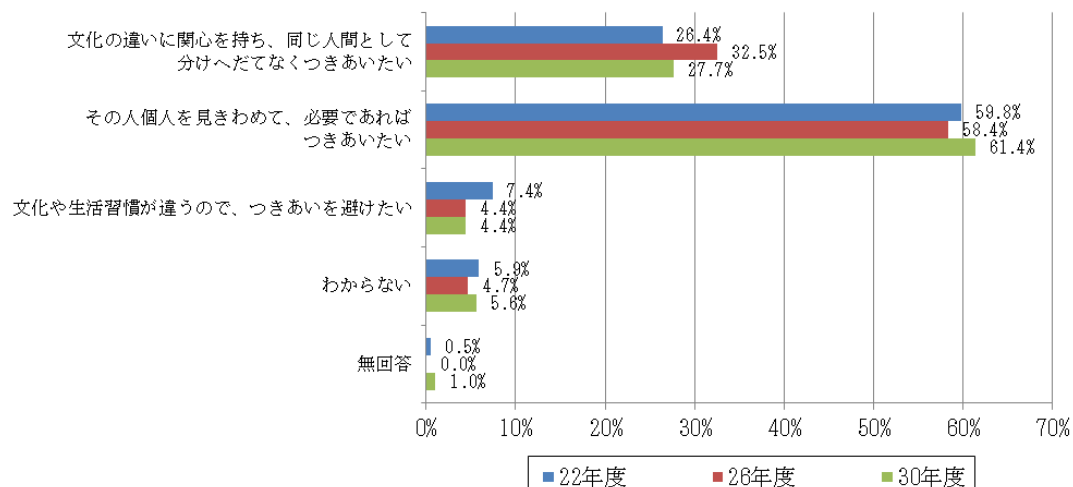
外国人の方が日本で不利な取り扱いをされていると「感じる」、「少し感じる」と回答した人が前々々回（18年度）、前々回（22年度）、前回（26年度）と毎回減少し、「感じない」と回答している人が毎回増えています。



Q 外国人について

仮に、あなたの近所に外国人の人が住むことになった場合、あなたはどのように考えますか。あなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。

「同じ人間としてつきあいたい」、「個人を見きわめてつきあいたい」と回答した人が約90%と大半を占めています。その考えは若い世代ほど高くなっています。



用語解説

※52 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

締結国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策などをとることなどを規定したもの。昭和40年（1965年）の第20回国連総会で採択され、昭和44年（1969年）に発効。

※53 出入国管理及び難民認定法（制定）

昭和26年、日本国への出入国、外国人の日本国在留に関する許可要件や手続、在留資格制度、不法入国や不法在留に関する罰則などを規定する。平成元年（1989年）に在留資格の整備、不法就労助長罪の新設を内容とする改正が行なわれている。

※54 岐阜県国際協力推進プラン

異文化理解等の啓発活動の推進や共生の精神に基づいた相互理解を促進する計画。「交流から協力へ」の姿勢を打ち出している。

※55 可児市国際化施策大綱

外国籍市民が急増する中で、「国際化が日常化された地域社会の実現」を基本理念に掲げ策定。この大綱を基に様々な施策を推進している。

※56 国際教室

平成12年より日本語の指導が必要な児童・生徒に対し、教科学習とあわせて行う教室を外国籍児童生徒の多い学校に設置。

※57 ばら教室K A N I

日本の学校に通学するための初期指導教室として、平成17年（2005年）市内土田地内に開所する。日本語の基礎や日本の習慣を学ぶほか、地域の方々との交流も行っている。

※58 可児市多文化共生推進計画

これまでの国際化の取り組みと、外国籍市民を取り巻く現状と課題や多文化共生にかかわる需要を踏まえ、市民・行政・関係機関など多様な主体が連携して推進する、多文化共生社会の実現に向けた施策や取り組み。

※59 可児市多文化共生センター フレビア

多様な文化を背景に持つ市民の交流を促進し、文化や習慣等の相互理解を深め、共に安心して生きられる地域社会をつくるために設置。

「フレビア」とは、英語のfriendship(友情)とcivilization(文化)からなる造語で、「友情の精神で親しく和やかに交じり合っていけば、お互いの文化は徐々に理解され深まっていく」という意味が込められている。

現状と課題

性的少数者（性的マイノリティ）と呼ばれる、同性・両性・無性愛者などや、性同一性障がいに関わる人権問題があります。

平成30年（2018年）に民間企業が実施した調査（※60）によると、恋愛の対象となる性別である「性的指向」について、日本の総人口の8.9%（11人に1人）に当たる人たちがレズビアン（L：女性として女性が好きな人）、ゲイ（G：男性として男性が好きな人）、バイセクシャル（B：好きになる相手が同性の場合も異性の場合もある人）とされています。

また「性同一性障がい」は、身体的な特徴で判断する生物学的な性（身体の性）と、自分がどの性別であるかということについての内面的・心理的な性（性自認）が一致しないため、社会生活上の制約などの問題が生じており、トランスジェンダー（T：生まれた時の性にとらわれない生き方をする人）と呼ばれています。

両者は英語の頭文字をとって「LGBT」とされていると言われています。すべてをこの言葉で捉えることはできませんが、セクシュアリティ（性のあり方）は多様です。国際的には、「性的指向（Sexual Orientation）」と「性自認（Gender Identity）」の頭文字を取り「SOGI」（ソジ）という表現を使用する場合があります。性的指向や性自認は趣味や嗜好の問題ではなく、また本人の意思によって選択するものでもありません。

平成16年（2004年）には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（※61）」が公布され、性同一性障がい者であって一定の条件を満たすものについては、性別の取り扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

文部科学省が平成28年（2016年）に作成したパンフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を周知することにより、学校における教育相談の実施等を促し、社会教育主事の養成講習等において人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っています。

本市では平成30年（2018年）より、性的少数者への配慮を目的に市で取り扱う申請書の性別記載欄の変更や印鑑証明書の性別欄を削除するなど、可能なものから順次削除し、行政が率先して多様性の理解を高めるように取り組んでいます。

平成30年（2018年）度を実施した市民人権意識調査において「性的少数者（LGBT）の人権についてどう考えるか」の質問に、「知っているし、理解できる」と答えた方は全体で55.6%でしたが、年代別には20歳代では80%が理解するものの、70歳代以上は33.9%と大きく差が出ました。新しい人権課題であり、世代別に違う啓発方法が必要です。

施策の方向性（主な取り組み）

平成31年3月に策定した「可児市男女共同参画プラン2023」に基づき、周りの理解不足による偏見や差別を恐れ、打ち明けられない状況にある性的少数者について、性の多様性への配慮が進むよう啓発活動や情報提供などを推進していきます。

①理解促進

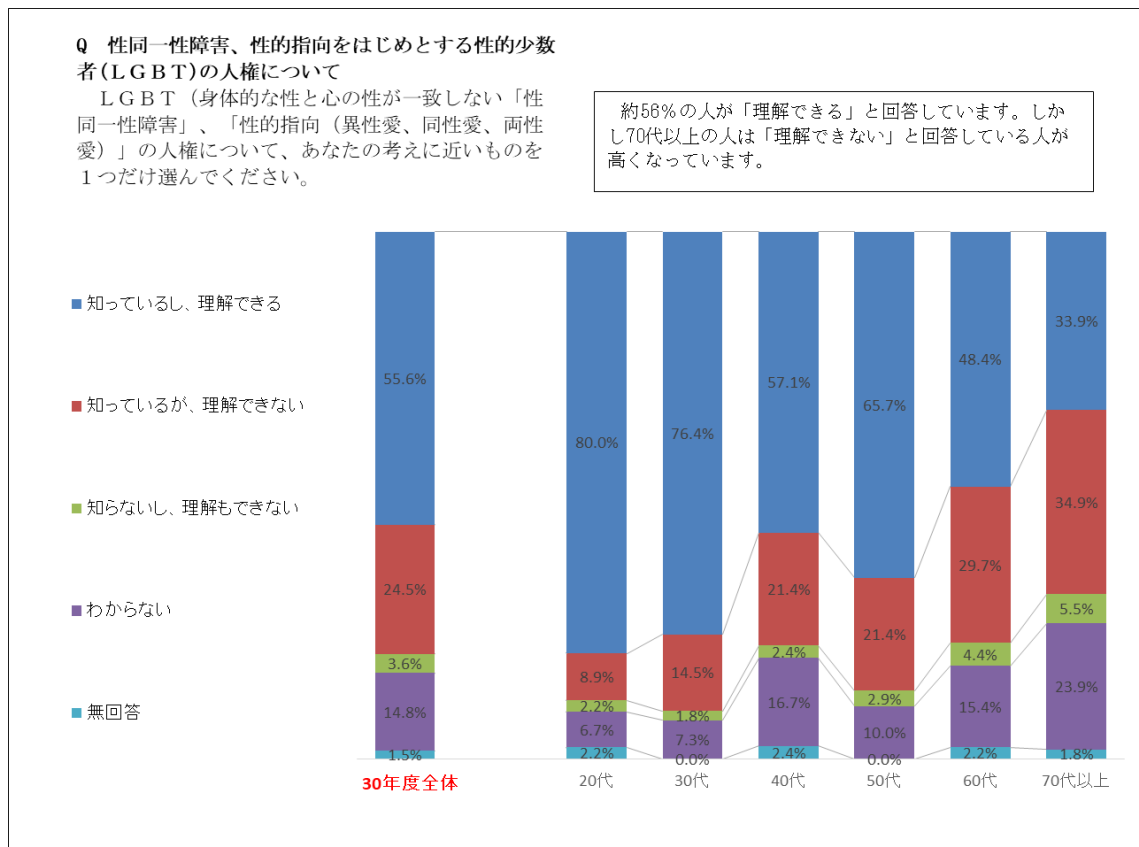
性的少数者の方への正しい理解のために、率先して市職員の研修を行います。また市民対象に、性の多様性への理解を促す講座などを開催します。

②情報提供

市政資料コーナーや窓口へ、チラシや「男女共同参画プラン2023」のダイジェスト版を設置します。まや、図書館などにて性的指向・性自認に関する企画展を行います。

③相談体制の確立

悩み相談の機会や、相談場所の周知を図ります。



※60 民間企業が実施した調査

「電通ダイバーシティ・ラボ」が2018年10月に行った、全国20～59歳の個人60,000名を対象にしたLGBTを含む性的少数者に関する調査による。

この調査からは、LGBT層に該当する人は8.9%、「LGBT」という言葉の浸透率は68.5%、職場の環境は改善の余地あり、国や行政による法制度づくりには7割以上の人が賛成、などが報告されている。

※61 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障がい者のうち特定の条件を満たす者に対して、家庭裁判所の審判を経ることによって法令上の性別の取り扱いを性自認に合致するものに変更することを認めたもの。これにより、戸籍上の性別記載を変更できるようになった。

現状と課題

インターネットやSNS等(※62)の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上し生活は便利になりましたが、一方で情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗・中傷や差別的な掲示、プライバシーの侵害等、人権に関わる問題が生じています。

県の調査(※63)によると、小学生の約19人に1人、中学生の8人に1人が「SNS等に他人の悪口や個人情報を公開するような書き込みをしたことがある」と答えています。

また、保護者や教員の知らない子ども同士のいじめが起こっていたり、未成年者がインターネットを通じた人を簡単に信用し犯罪等の被害に巻き込まれたりするなど、危険性とも隣り合わせです。

国においては、平成14年(2002年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者の情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)(※64)」を制定し、権利侵害の情報を削除する措置を管理者に促したり、平成21年(2009年)に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行し、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化する等、対策に取り組んでいます。

市では、小中学校において、SNSや個人情報に関わるネットモラルについて児童生徒と考える取組みを行い、インターネット上では個人の名誉の侵害や差別の助長が容易に起こりえるため、予期せず被害者になったり加害者になったりすることがあることを教えています。また、子育て中の保護者を対象にした家庭教育学級などでも啓発を行い、家族ぐるみで学んでいける環境づくりにも取り組んでいます。

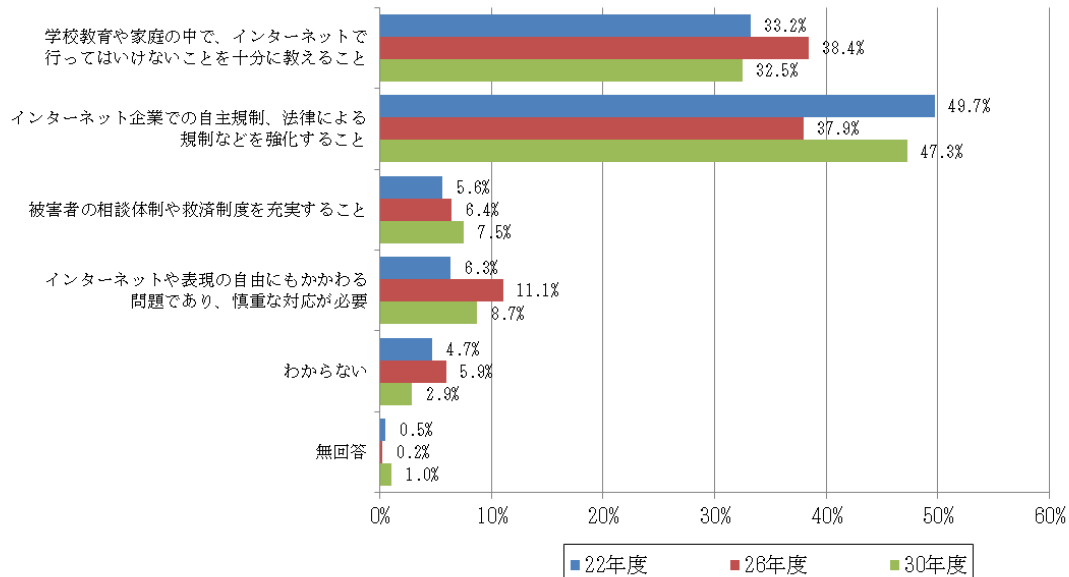
個人的にガードする自己責任には限界があり、法整備や企業の自主規制については国に期待するところです。市は市民に近い立場として、インターネットによる人権侵害の実態把握と、被害者をいかに救済するかに視点を移行するなど、役割を分担して対応していきます。

安易な気持ちで送った画像が拡散すると、すべてを回収・削除することはできません。インターネットの情報は、発信者の意図に関わらず、あらゆるところに急速に拡散してしまう恐れがあることから、インターネットを使用する一人ひとりの人権意識が大切です。インターネットの利用者に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

Q インターネットによる人権侵害について

インターネット（パソコンや携帯電話）の普及に伴い、これらを悪用した人権侵害（差別、偏見、誹謗、中傷、他人に知られたくない情報を流すなど）が多くなっています。これらを無くすための方法について、あなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。

前回より「企業の自主規制や法律による規制の強化する」と回答した人が増加しました。反対に「学校教育や家庭の中で、十分に教える」と回答した人は減少しました。



施策の方向性（主な取り組み）

インターネットやSNS等の利用上のルールやマナー等について啓発を進めるとともに、モラルやリスクの理解を深めるための活動を推進していきます。

①教育・啓発活動の推進

インターネットなどを利用するにあたって、人権への配慮や個人情報の保護、マナーやリスクについて関係機関と連携しながら啓発します。また、インターネットなどを利用する児童生徒への情報モラル教育、及びその保護者へも啓発をします。

②相談・支援の充実

インターネットの普及に伴う誹謗中傷等、各種問題に対する相談窓口について周知し、市民からの相談に対しては関係機関へ繋がります。

※62 SNS等

SNS (Social Networking Service) とは、インターネットを使って人々と交流できるサービスの総称。

Facebook (フェイスブック) やTwitter (ツイッター) といった会員同士で情報交換や意見交換ができる「交流系」、LINE (ライン) に代表される会員同士がメッセージをやり取りできる「メッセージ系」、Instagram (インスタグラム) など写真を投稿 (共有) してコミュニケーションを行なう「写真系」、YouTube (ユーチューブ) など動画を投稿してコミュニケーションを行なう「動画系」などに分けられる。

※63 県の調査

県教育委員会「H29情報モラル調査」による。平成29年11月から12月に実施し、県公立小・中学校の各学校から学年別に1クラスを抽出し、無記名で回答。

※64 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者の情報の開示に関する法律

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報に掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や管理者などに対して、これを削除するようする一方、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというもの。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定している。

9 その他の人権問題

前述の取り組むべき分野の課題のほかにも、次にあげるような人権問題が存在します。

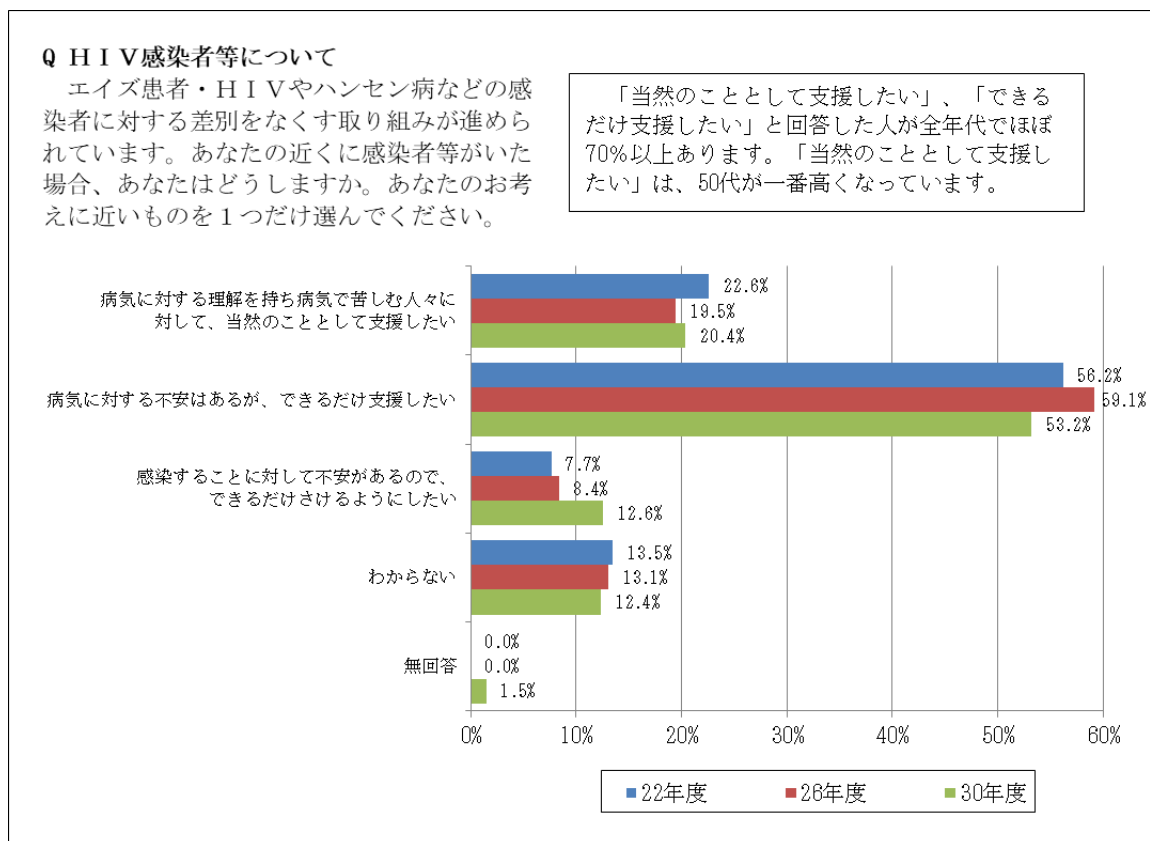
市においては、このような人権問題についても、その解決に取り組むための啓発活動を推進するとともに、人権侵害を受けた方が救済されるように、人権相談の体制整備を図ります。

(1) HIV感染者等

エイズ（※65）、ハンセン病（※66）などの感染症に対する正しい知識や理解の不足から、患者や元患者が、就職拒否や職場解雇、入園・入学や登園・登校の拒否、医療現場における診療拒否などの差別を受け、社会生活の様々な場面で人権問題となっています。

しかし、エイズウィルス（HIV）は、性的接触に留意すれば日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また、ハンセン病は遺伝病ではなく、感染力の非常に弱い細菌による感染症で、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも万一発病しても早期治療により後遺症も残りません。

エイズやハンセン病などの感染症に限らず、病気で苦しむ患者・元患者の方々などが、偏見や差別に苦しむことがないように、病気に対する正しい知識の普及と理解が必要です。



(2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、就職に際しての差別や住居の確保の困難など、犯罪や非行を行った人を支援する保護司も直面する問題が起きています。犯罪は貧困からくるものも多く、加えて家庭の不安があります。しかしそれは貧困に起因するなど、負の循環が続いています。

国においては、犯罪対策において再犯の防止等が重要であることから、平成28年（2016年）に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行しました。

市においては、令和元年に「可児更生保護（※67）サポートセンター」を総合会館内に設置し、常設の事務局体制での対応が可能になりました。今後も「社会を明るくする運動（※68）」などを通じて、偏見や差別をなくすための啓発活動を行うとともに、家庭・職場・地域社会の理解と協力が得られるようにすることが必要です。

(3) 犯罪被害者

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや報道、心ない中傷などにより名誉が毀損されたり、私生活の平穏が侵害されたりするなど、重大な人権侵害を受けています。

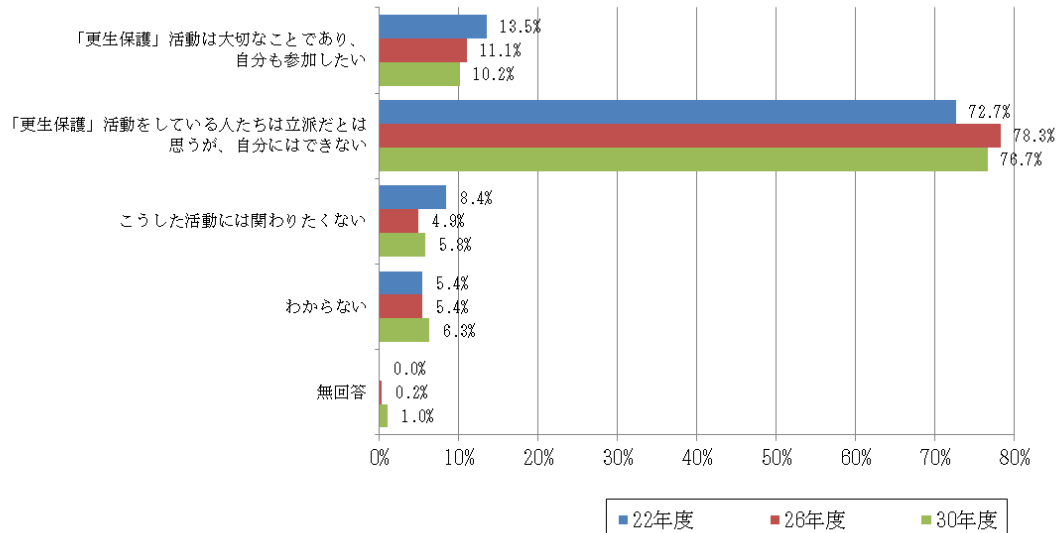
このため、国では平成16年に「犯罪被害者等基本法（※69）」を制定するとともに、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者の権利利益の保護が図られるよう取り組んでいます。

市では平成31年（2019年）4月に「犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪により被害に遭われた方とそのご家族に対して相談等の支援を行っています。今後も、関係機関と連携・協力し、周囲の方々の理解と社会的な理解を求めていくことが必要です。

Q 更生保護活動について

犯罪や非行を行った人が早期に社会復帰できるように支援する、「更生保護」活動をしている人たちがおられます。もしあなたに「更生保護」活動に参加しませんかと呼びかけられたら、あなたはどうしますか。あなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。

全体として差異はありませんが、全年代で「自分にはできない」と回答した人が70%～80%います。「自分も参加したい」と考えている人は50代以上に高くなっています。



(4) 災害に起因する人権問題

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災による災害、及びそれに伴う原子力発電所の事故により、さまざまな事情を持つ被害者への配慮や支援など、災害に伴う人権に関わる問題が改めて認識されることになりました。

災害に備えて地域との連携を図り、災害に対する日頃からの心がけや避難などについて周知・啓発を行うとともに、同じ環境下でも人によって自由や安心の度合い、必要な支援が違うことについての理解が必要です。災害という非常時には、平常時よりも人権擁護に関する姿勢や意識が薄くなりがちです。

(5) その他

前述した人権問題のほかにも、アイヌ文化振興法により民族としての誇りが尊重されるアイヌ（※70）の人々、ホームレス（※71）、北朝鮮当局による人権侵害（※72）、人身取引（※73）の問題などが存在します。

今後、時代の変化とともに、様々な人権問題が発生することが予測されますが、どの場合でも関係機関と連携・協力を図り、それぞれの問題の状況に応じた取り組みが必要です。

※65 エイズ

正確には「後天性免疫不全症候群」(A I D S)といい、ヒトの免疫不全ウイルス(H I V)の感染により、生きていくために必要な身体の抵抗力(免疫)が壊されて免疫機能が働かなくなる病気。また、H I V感染者とは、H I Vの感染が抗体検査などにより確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人を指す。

※66 ハンセン病

明治6年(1873年)にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症。感染力は極めて弱く、治療法が確立された現在では、仮に発病した場合でも早期発見や早期治療により短期間で治癒する病気である。

※67 更生保護

犯罪や非行をした人も、何らかの処分を受けた後は地域社会で生活することとなる。更生保護とは、国が民間の方々と連携して、犯罪や非行をした人が地域の中で早期に更生できるよう助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動のことである。

※68 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、法務省が主唱している。

※69 犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等(犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族)のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、その基本理念として、犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが定められている。

※70 アイヌ

日本とロシアにまたがる北方先住民族。独自の豊かな文化を持っているが、近世以降のいわゆる同化政策や文化の伝承者の高齢化に伴い、文化の保存や伝承の重要な基盤が失われつつある。また、アイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在する。

※71 ホームレス

様々な理由により、公園、路上等で日常生活を営む野宿者のこと。ホームレスの自立を図るための様々な取り組みが行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの人権問題が発生している。ホームレス及び近隣住民の人権に配慮しつつ、ホームレスの自立の支援をしていくことが必要である。

※72 北朝鮮当局による人権侵害

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年（2006年）に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行された。

我が国の課題である拉致問題の解決を始めとする、北朝鮮当局による人権侵害問題への対応が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切である。

※73 人身取引

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題である。

国では平成16年（2004年）内閣に関係省庁連絡会議を設置し、人身取引の撲滅・防止・被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」を策定するなど、取り組みを進めている。

第4章 人権教育・人権啓発の計画的推進

人権教育・人権啓発の推進に当たっては、これまでの市の取り組みや人権をめぐる状況の変化などを踏まえ、人権関係機関との連携、協力を図り、行政として総合的かつ横断的に取り組んでいきます。

I 市施策による人権教育・人権啓発の推進

人権問題は複数の要因が絡み合い、新たな問題が生まれるなど、複雑化・多様化しています。そのため分野ごとの施策の推進だけではなく、総合的な視点を持ち、横断的な対応を行うことが求められています。

今後も、具体的な人権課題に関わる施策を推進するのはもちろん、市が実施する施策全般に、人権尊重の理念を取り入れた展開を図ります。

II 人権関係機関との連携

市の人権施策の推進が広範囲な取り組みとして展開されるよう、可児市人権啓発センターと一体となって施策を推進していくとともに、国・県・他の市町村や人権関係団体とも緊密な連携・協力を図ります。

今後も人権擁護委員協議会、保護司会等人権擁護に密接に関係のある団体との連携を深め、情報の共有化や事業の協働開催を実施します。

III 市民の意見等の反映

人権については、市民生活のあらゆる場面に関わるものであるため、市民参加なくしては成り立ちません。人権教育や人権啓発活動を推進するためには、市民の日常的な人権課題の現状把握を行う必要があります。

今後も可児市人権啓発センターと協働してアンケート調査を定期的を実施し、市民の人権意識の把握を継続します。また、様々なイベント開催時を好機と捉え、広く市民の意見を求めます。そして、これらで得られた情報を新たな施策に反映させていきます。

IV 進行管理及び見直し

この指針に掲げた内容については、定期的に取り組imi状況を確認し、進行管理及び見直しを行います。